

## 住宅事業建築主の判断基準における地域区分

住宅事業建築主判断基準では、日本全国を8つの地域に区分して基準一次エネルギー消費量を定めています。

これは、日本全国でみた場合、それぞれの地域において気候条件（ここでは暖房度日、すなわち外気温）の差が非常に大きく、暖房や給湯、特にヒートポンプ式の設備に必要な一次エネルギー消費量も大きく異なってしまうからです。本基準は一次エネルギー消費量を指標としており、これらの地域内でより適切に対象住宅の省エネルギー性能を評価することを目的に、気候条件の差を小さくするよう細区分しています。

従って、基準一次エネルギー消費量及び評価対象住宅の一次エネルギー消費量を算定するには、まず、評価対象住宅を建設する地域区分を確認する必要があります。住宅を建設する地域の区分は「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」別表第1を参照してください。

表1 住宅事業建築主の段々基準における地域区分

住宅の建築主の判断基準 における地域区分名	住宅事業建築主の判断基準 における地域区分名
I 地域	1 地域
	2 地域
II 地域	3 地域
III 地域	4 地域
IV 地域	5 地域
	6 地域
V 地域	7 地域
VI 地域	8 地域

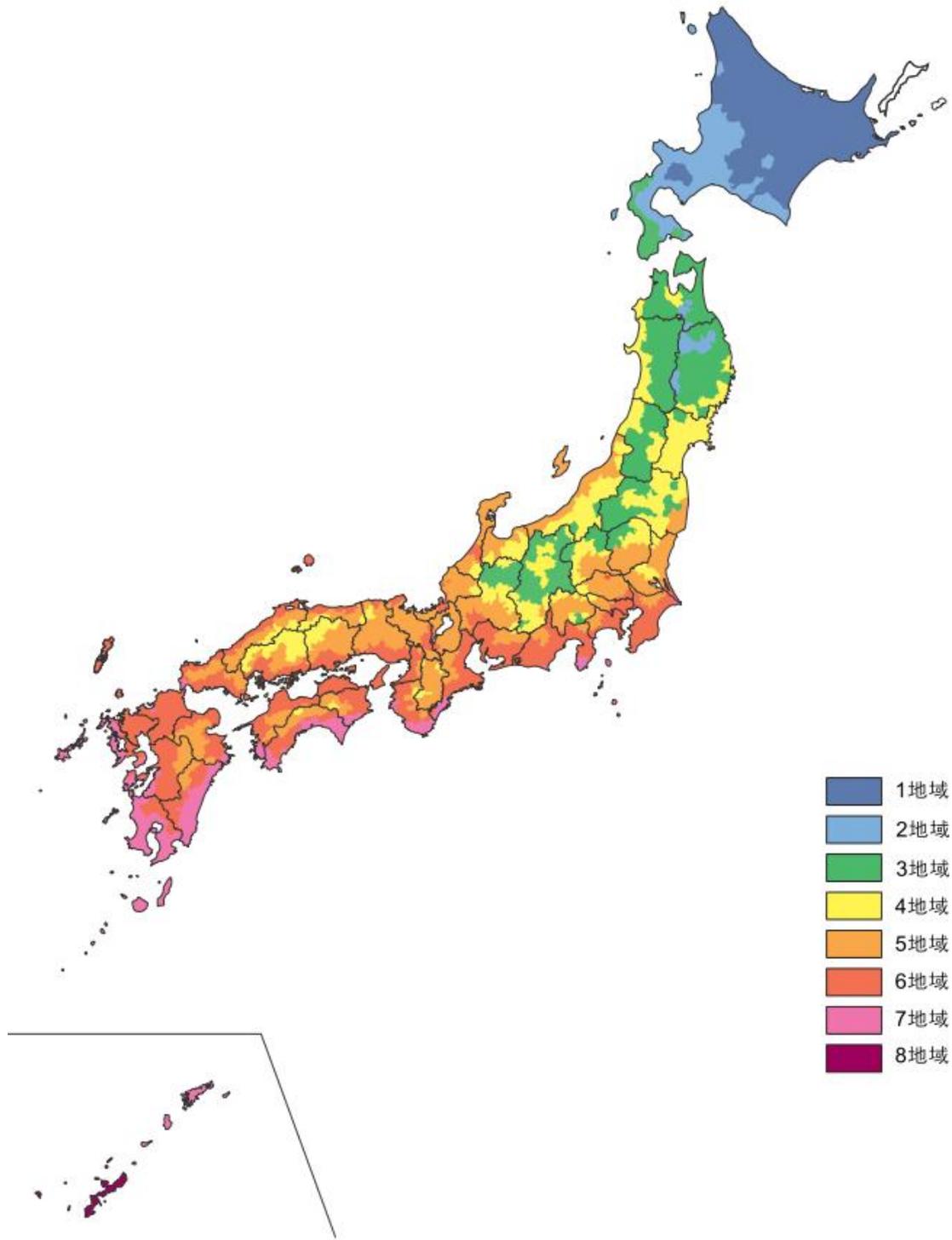


図 1 別表第 1 の地域区分